

様式第5号(第10条関係)

環境の保全上の見地からの意見に対する見解書

平成15年3月12日

豊田市長様

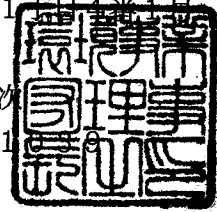
〒100-0013

住所 東京都千代田区霞が関1丁目4番1号

氏名 環境事業団

理事長 田中健次

電話番号 03-5251-1111



連絡先 豊田市小坂本町1丁目8番7号

ベルトピアI 6階

環境事業団 豊田事業所

所長 近藤 富彦

電話番号 0565-37-7226

豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第11条第1項の規定に基づき、環境の保全上の見地からの意見に対する見解書を提出します。

意見の要旨	(意見書等整理番号 第 号) 別紙のとおり(枠内に意見の要旨を記載しています)
意見に対する見解	別紙のとおり(枠内に記載した意見毎に見解を記載しています)

1 処理全般について

1-1 設備特に洗浄や処理を行う反応槽、パイプ等の材質は何か。それらが腐敗や破損する危険性はないか。

- ・ 処理施設の設計・施工を行う業者を決めるのはこれからなので、具体的な材質は今後決まります。
- ・ 環境事業団は、当団が設置した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業検討委員会」の報告書で「装置の構造、材質は、耐熱性、耐油性を十分に考慮し、特に長期間の使用による機器の経年劣化対策、薬剤などによる腐食対策として適切な材料を使用すること」とされていることを踏まえ、処理施設の設計段階で腐食等の問題がないように対処することとしております。

1-2 処理施設の稼働時間は、何時から何時までか。

- ・ 処理施設は 24 時間運転を行いますが、P C B 廃棄物の搬入は昼間の時間帯に限定致します。

1-3 搬送から残渣の処理まで外に P C B が漏れないよう厳格な管理方式とすることが重要である。

- ・ P C B 廃棄物の受入から残渣の搬出に至るまでの一連の P C B 廃棄物の処理は、建屋の中で厳格な管理のもとに行います。
- ・ 具体的には、P C B を取り扱う区域を他の区域と区分し、取り扱う P C B 廃棄物の種類や様態、処理、作業の内容に応じて管理区分を設定し、その管理レベルに応じた排気処理、地下浸透防止などの漏洩防止措置を講じます。
- ・ また、残渣の搬出は、適切な卒業判定（廃棄物処理法に基づいて定められた基準に適合することを確認すること）を実施して P C B 処理が完了し、P C B 廃棄物でなくなったことを確認して行ないます。

1-4 安全を徹底し、周辺地域へP C B（廃棄物を含む）をぜったいに排出しないこと。

- ・ P C B 廃棄物の飛散及び流出並びに地下への浸透を防止するため、主要な装置の密閉化とオイルパンの設置、床への浸透防止剤の塗布、コンクリート製の防油堤の設置、建物内の管理区域の設定、負圧の管理などを行います。
- ・ また、P C B 分解による排ガスはありませんが、一部の設備排気と局所排気、作業空間の換気に伴う排気があるので、わずかに揮発したP C Bも排気処理装置で処理し、さらに念を入れて活性炭吸着処理を行います。
- ・ P C B 除去及び分解工程からの排水は生じません。
- ・ 処理後の残渣については、搬出に先立ちP C B 廃棄物でなくなったことを確認するため、卒業判定を行います。なお、万一卒業判定基準を満たさなければ再処理を行います。
- ・ このように、施設からのP C Bによる環境保全上の問題を生じさせない環境・安全対策を講じます。

1-5 事業終了後の処理施設は、完全に閉鎖・解体し、P C B 汚染物質は全て除去すること。

- ・ 事業の完了時には施設は解体撤去をします。
- ・ 施設の運転・管理に際しての環境保全対策を行うことにより解体撤去後にP C B 汚染を残すことはありませんが、解体撤去に際しては、「環境事業団は、P C B 処理事業完了後に敷地や施設等の環境汚染が生じていないことを確認するなど総点検を実施すること。また、汚染が無いことが確認された後に処理施設を解体して撤去すること。」という、豊田市の受入れ条件を守ります。

1-6 搬入から処理にいたる過程でP C Bを含む油等が漏洩、飛散し、容器や作業員に付着し、搬入搬出の際に施設外でP C B 汚染を引き起こす危険が考えられる。作業中に漏れ出たP C B油をどこまできちんと回収できるのか。

- ・ 搬入されたP C B 廃棄物は、すぐに建物内に入れ、荷下ろしも含めて搬入以降の処理は、1-4で示したような措置を講じた施設内で行います。施設内の作業中に万一漏れ出たとしても、オイルパン等から回収・除去します。
- ・ 施設内で用いる容器や作業従事者の保護衣等にP C Bが付着した場合は、溶剤により洗浄除去します。
- ・ 以上のように、作業中に施設内で漏れ出したP C Bがあったとしても、それによって施設の外がP C Bで汚染されることのないように致します。

1-7 P C B は、猛毒物質ということなので処理、運搬に大変な危険が伴うのではないか。

- ・ 昭和 4 3 年に、P C B が混入した食用油(米ぬか油)を摂取した人に塩素二キビ、肝臓障害、爪の変形等の中毒症状が現れる「カネミ油症事件」が発生しました。そのため「P C B は猛毒である」というイメージがありますが、実際には急性毒性((注) 1 回又は短時間以内暴露したときに短時間に示される毒性)は低く、衣類の防虫剤程度です。
- ・ 一方、慢性毒性((注) 比較的長時間暴露するか又は繰り返しの投与により示される毒性)があり、きちんと管理しなければ人や動物に有害((注) 皮膚毒性、肝毒性、生殖・発生毒性など)です。P C B は自然界で分解しにくいので、処理せずに環境中に放出されるといつまでも残って、人や動物に有害な影響を及ぼすおそれがありますので、早期の処理が必要とされているものです。
- ・ 処理、運搬に大変な危険が伴うのではないかとのご質問ですが、諸外国の実績を見ても、安全に処理、運搬を行うことは十分可能です。環境事業団では、諸外国と比べて厳しい我が国の無害化基準を守り、安全な処理を行って参ります。

1-8 東海 4 県から豊田市に P C B 廃棄物が集中して搬入され、大量に保管されることになる。長期にわたり大量に搬入され、保管されることは、地域住民にとっては不安である。

- ・ 処理施設の能力を超えないように、P C B 廃棄物は計画的に搬入することとしています。また施設内の空間的制約もあって、施設内に大量の P C B 廃棄物を長期間保管することはありません。P C B 廃棄物の搬入量としては、搬入車輛として 1 日当たり 1 0 台程度となると考えています。
- ・ いずれにしても、地域みなさんに安心・信頼していただけるよう、処理事業の安全性の確保については万全を期すとともに、情報を積極的に公開して参ります。

2 施設内の保管について

2-1 搬入された P C B 廃棄物はどんな設備で保管されるのか。保管中に漏れることはないのか。また、万一漏れた場合、外に出ないように対応されているか。

- ・ 処理施設の設計・施工を行う業者を決めるのはこれからなので、具体的な設備は今後決まりますが、施設内の保管は、オイルパン、流出防止堤、不浸透性の床などの措置を講じた設備で行います。

- ・ まずは漏洩防止に万全の対策を講じますが、万一漏れた場合でも、上記のように施設外に出ないように致します。

2-2 処理過程の中間物の保管は、どのように行われるのか。

- ・ 処理施設の設計・施工を行う業者を決めるのはこれからですが、いずれにしても、処理施設全体として最も効率的な処理が行えるよう各処理工程のバランスを考慮し、工程間で一時的な保管、仮置きスペースを設けるときの、それを必要最小限とします。
- ・ このような一時保管、仮置きのスペースにも、2-1 でお答えした措置を講じます。

3 処理技術について

3-1 洗浄に使用する溶剤は何か。

- ・ 処理施設の設計・施工を行う業者を決めるのはこれからなので、具体的な溶剤は今後決めていくことになります。
- ・ なお、洗浄に使用する溶剤は、処理施設の設計・施工を行う業者によって異なり、炭化水素系、フロン代替物質、有機塩素系がありますが、できるだけ有害性、危険性の少ない溶剤を使用することとし、有機塩素系溶剤は使用しないこととしています。

3-2 PCB分解処理に使用するアルカリ剤は何か。また、使用する反応溶媒は何か。それをどこにどのように貯蔵するのか。

- ・ 処理施設の設計・施工を行う業者を決めるのはこれからなので、具体的なアルカリ剤、反応溶媒は今後決めていくことになります。
- ・ なお、本施設で採用する脱塩素化分解法において使われる薬剤は処理施設の設計・施工を行う業者によって異なり、アルカリ剤としては、微細化し油中に分散させた金属ナトリウム、水酸化ナトリウム、水酸化カリウム等があり、反応溶媒としては、絶縁油、イソプロピルアルコール、パラフィン系溶剤等があります。
- ・ これらの薬剤は消防法等の関係法令による規制に適合したタンク等の設備に保管します。

3-3 脱塩素化処理の国内実績はどうなっているのか。安全だと信用するに十分な実績もなくいきなり実用的にこの処理技術が使われるのではないかと危惧している。

- ・ 脱塩素化分解法については、国内では既に、東京電力（株）が横浜市及び千葉市で、（株）荏原製作所が藤沢市で、日本曹達（株）が新潟県中郷村及び高岡市で、古河電気工業（株）が市原市で、阪神溶接機材（株）が岡山県御津町で、それぞれ処理施設設置の許可を得て自社保有のPCB廃棄物を安全に分解処理しているという実績があり、特に問題は発生していません。
- ・ さらに平成14年12月の時点で、東京電力(株)が川崎市で、北陸電力（株）が富山市で、関西電力(株)が大阪市でそれぞれ処理施設を建設中であり、中部電力(株)が名古屋市で、東北電力(株)が酒田市でそれぞれ廃棄物処理法に基づく処理施設設置の許可を申請中です。
- ・ なお、環境事業団が北九州市に設置しようとしている処理施設も脱塩素化分解法によるものです。

4 処理後の分解完了確認、卒業判定について

4-1 洗浄後の容器及び内部部材からPCBが除去されたことをどのように検証するのか。

- ・ 容器や内部部材からのPCBの除去の確認は、廃棄物処理法に基づき、廃棄物の種類ごとに定められた以下の「卒業判定基準」を満たすかどうかを試験することにより行います。

PCB廃棄物の種類		卒業判定基準
PCB汚染物	廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず	洗浄液試験法：0.5mg/kg 洗浄液 拭き取り試験法：0.1 μg/100 cm ² 部材採取試験法：0.01mg/kg 部材
	その他	溶出試験法：0.003mg/L 検液

- ・ この卒業判定については、試運転期間を通じて処理済物の種類に応じた適切な判定試験方法とサンプリング方法を設定します。

5 処理に伴う残渣等について

5-1 リサイクル可能物は、どのようなものにリサイクルされるのか。引き受け先の目処はあるか。

- ・ P C B 廃棄物の処理に伴って鉄（トランス等の容器）、銅（トランスの内部にあるコイルの銅線等）の金属類などが発生します。これらは P C B を除去したのち、鉄くず、銅くず等として電炉メーカーなどリサイクル可能な業者に売却したいと考えています。
- ・ トランス等の内部に使われていた紙、木なども、P C B を除去したのち可能な限りサーマルリサイクル（熱回収）を図ります。
- ・ 処理施設の設計・施工を行う業者を決める手続きにおいて、確実にリサイクルのできる引渡し先を具体的に提案をさせることとしています。

5-2 リサイクル不可物は、どのように処分するのか。

- ・ 脱塩素化分解工程の残渣等のリサイクル困難なものは、廃棄物処理法の許可業者に委託して適正に処理することとし、処理施設の設計・施工を行う業者を決める手続きにおいて、適正かつ確実に処分できる処分業者を具体的に提案させることとしています。

5-3 残渣を道路作りの材料(アスファルトの下に)に使用すると聞いたが事実か。

- ・ 残渣については、5-2 でお答えしたような処理をすることとしておりまして、ご指摘のような事実はありません。

5-4 処理済物の最終処理方法がはっきりしないままの事業実施には問題がある。早急に処理方法を明らかにすること。

- ・ 処理済物の処理方法については、5-1, 2 でお答えしたように、処理施設の設計・施工を行う業者が決まってから、具体的に決めることとなります。
- ・ 処理方法を定めたら、それを明らかに致します。

5-5 再処理すべき廃棄物が大量に発生した場合には、P C B 廃棄物の受け入れも停止し、処理施設内に大量に廃棄物が搬入されないようにするなどの措置をとることを求める。

- ・ P C B 廃棄物の受け入れは、施設の処理能力を超えないように行います。
- ・ ご指摘のような場合も含め、異常事態が生じた場合に施設の保管能力を超えるような受入を行なうことはありませんし、必要があれば新規受入を停止する措置も講じます。

6 排気処理について

6-1 オイルスクラバーの吸収率はどれくらいか。運転開始から終了まで一定の吸収を維持できるか。

- ・ オイルスクラバによる P C B 除去率は、オイルスクラバの設計により異なりますが、先行している環境事業団の北九州事業における設備の設計では 99.5% です(オイルスクラバ入口で $100 \mu\text{g} / \text{m}^3$ 程度の濃度であれば出口で $0.5 \mu\text{g} / \text{m}^3$ (環境省の定めた「P C B 等を焼却処分する場合における排ガス中の P C B 暫定排出限界」の約 200 分の 1 の濃度) 程度になります。)
- ・ オイルスクラバは運転開始からの時間経過によって吸収能力が低下する構造ではありませんが、日常的な作動状態の監視、保守点検により吸収能力に異常が生じていないことを確認しつつ運転します。

6-2 排気を処理する活性炭の交換頻度は、どれくらいか。

- ・ 排気処理の最後に設ける活性炭は、セーフティネットとして設けるものであり、P C B による汚染は生じることはないと考えていますが、安全のため一定の頻度で交換することと致します。
- ・ 処理施設の設計・施工を行う業者を決めるのはこれからなので、活性炭の交換頻度等の詳細は今後決まることとなります。

6-3 使用済の活性炭は、どのように処理するのか。

- ・ 6-2 でお答えしたとおり、活性炭はあまり汚染されることがないと考えておりますが、処理施設の設計・施工を行う業者を決めるのはこれからなので、使用済み活性炭の取り扱いは、今後、業者の技術提案によって決まることとなります。

7 情報公開について

7-1 概要書に設備に対する具体的な記述がないため、搬入・保管・処理・後処理が安全かつ周辺環境に配慮されているか判断できない。

- ・ 説明会で配布した概要書には「豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に基づき、環境事業団が豊田市に提出し、市が縦覧された「廃棄物処理施設設置事業計画書」及び「廃棄物処理施設設置環境保全対策書」の概要のみ記述しておりますので、詳細は上記の両図書によります。
- ・ また、同条例手続き後、施設の基本設計を踏まえて行う産業廃棄物処理施設設置許可手続きにおいては、生活環境影響調査の結果や、施設の設置計画や維持管理計画を明らかにした図書が縦覧されます。
- ・ また、環境事業団では、専門家の委員会を公開で開催し、その検討結果としてP C B 処理施設の環境安全対策に係る報告書を環境事業団のホームページ(<http://www.jec.go.jp/>)でも公表しており、これらにより環境事業団の行う対策の考え方をご覧になることができます。

7-2 P C B 処理の目処がついたとの説明だったが、それが真実なら市民にわかり易く資料を提示すべきだ。

- ・ 「豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」に基づく説明会は、同条例に基づいて作成・縦覧された「廃棄物処理施設設置事業計画書」及び「廃棄物処理施設設置環境保全対策書」の説明を行なうものでありますので、説明会で配布しました概要書は、施設の計画及び環境保全対策に関することをまとめました。
- ・ 説明会で申し上げた、P C B 処理の必要性、国が広域処理を推進する仕組み、処理技術の一般論については、パンフレットを豊田事業所にご用意しておりますのでご覧くださいませ幸いです。また、環境事業団のホームページ(<http://www.jec.go.jp/>)や環境省のホームページ(<http://www.env.go.jp/recycle/poly/index.html>)でも技術的情報をご覧いただけますので、ご参照下さいますようお願い致します。

7-3 オンラインモニタリングのデータなどは、常時公開されるのか。

- ・ オンラインモニタリングのデータをはじめ、施設の運転状況に関する情報は、施設内に設置する情報公開ルームにおいて、通常の勤務時間帯にいつでもご覧いただけるように致します。

7-4 市民に対して積極的に情報公開すること。

- ・ 環境事業団では、P C B 処理事業を進めるにあたり、安全性を確保することと同様に情報公開を積極的に行うことが重要と考えており、積極的に情報を公開して参ります。

7-5 既に説明会を開催した自治区住民に対しても今後引き続き説明会を開催してほしい。

7-6 現段階では、市民に対する説明が不十分、市民が納得できるような説明を求める。

- ・ 環境事業団では今後様々な調査を行ったり、処理施設の設計・施工を行う業者の選定手続きをして参りますが、そのような手続きを通じ、いっそう具体的な情報をお示しすることが可能となりますので、今後とも節目節目に積極的に情報を公開して参ります。
- ・ 豊田市が安全監視委員会を設置されますので、この安全監視委員会に対しても積極的に対応し、情報公開を行なって参ります。
- ・ また施設には、情報公開ルーム、プレゼンテーションルーム、見学者通路を設けて、積極的に情報公開、説明、見学者の受入を行います。

8 緊急対策について

8-1 P C B が外部に洩れるなどの異常があった場合、運転停止はどのように行われるのか。自動的に停止されるのか操作員が手動で停止するのか。

- ・ 処理施設においては、1-4で示したように、P C B が外部に漏洩することのないように多重の措置を講じることとしています。
- ・ 異常時の対応についてのご質問ですが、環境事業団では、不可抗力も含め様々な緊急時を想定して、施設の運転停止も含め必要な対応策を講じます。例えば、地震発生時では施設を安全に、かつ、自動的に停止できるものとします。また、処理異常の自動検知機能を有し、異常発生時には速やかに処理の停止、汚染拡大の防止を自動で実施することが可能な設備とします。
- ・ これらの運転停止の方法についてのご質問ですが、自動・手動の双方を設けることとしています。

8-2 緊急の場合の運転停止を行う場合のガイドラインはあるのか。ガイドラインは、公開すべきである。

- ・ 8-1 でお答えしたように、不可抗力も含めて様々な緊急時を想定して、施設の運転停止も含め必要な対応をあらかじめ定めず。また、その想定と対応の内容については公開します。
- ・ 例えば、施設の運転管理にあたっては、あらかじめ安全に処理を行うための運転条件を設定し、あらかじめ設定した限度を逸脱した場合、異常時として、運転停止も含め必要な対応を行うこととします。
- ・ また、異常時処置マニュアルを作成し、定期的な訓練を行うこととしています。

9 収集運搬

9-1 搬入ルートは、固定なのか。それはどこか。

- ・ PCB廃棄物を搬入する車両の豊田市内の通行ルートは、今後豊田市と協議して定め、受入基準に示して収集運搬事業者にも周知徹底を図ります。
- ・ 市外から高速道路等を使用する搬入ルートについては、愛知県及び豊田市をはじめとする関係自治体の協議会で協議し、決定されると伺っています。

9-2 搬入の時間帯は、どのようになるのか。朝夕の通学通勤の時間帯は、外すべきである。

9-3 通勤、登下校の時間帯には、運搬を行わないなど配慮すること。

- ・ PCB廃棄物の受入は、昼間の時間帯に限定し、詳細については今後、豊田市と協議のうえ決定して参ります。

9-4 収集運搬の車両と方法は、どのようなものか。

9-5 収集運搬業者は決まっているのか。

- ・ 環境事業団は、収集運搬は行いませんが、PCB廃棄物の収集運搬の技術的な面については、現在、環境省が、PCB廃棄物の収集運搬の安全性を確保するためのガイドラインを作成中であり、国際的に用いられている国連勧告などを基にして、使用できる運搬容器などの具体的な要件が定められる予定です。
- ・ また、豊田市におかれては、愛知県及び関係自治体と協力して「豊田市PCB適正処理ガイドライン」に基づいて安全な収集運搬のルールを作成し、収集運搬は、このルールを遵守する事業者が行っていくと伺っています。

- ・ なお、環境事業団でも、これらの内容を受けて、受入基準を定め収集運搬事業者
に周知徹底を図ってまいります。

9-6 高速道路を含め、運搬ルート周辺の住民にも説明会を開催すべきである。

- ・ 今回、環境事業団が行った説明会は、「豊田市廃棄物処理施設設置に係る紛争の予
防及び調整に関する条例」に基づき行なったものでありますので、同条例に基づ
き豊田市長から説明等を行う地域として指定された、運搬車の通行量が最も多く
なる豊田インターチェンジから環境事業団の処理施設に至る周辺地域を含む関係
地域に対して実施したものです。
- ・ 7-5,7-6 にお答えしたように、今後とも節目節目に積極的に情報を公開して参りま
す。

9-7 PCB 廃棄物の大量輸送による事故及びその被害は、いつ発生してもおかしく
なく、地域住民は常にその危険にさらされている。

9-8 運搬に関しても事故防止策を徹底し、事故を未然に防ぐこと。

- ・ 9-4 及び 9-5 についてお答えしたように、環境省が P C B 廃棄物の収集運搬の安全
性を確保するためのガイドラインを作成中です。これは、P C B 廃棄物を保管す
る者、収集運搬する者が廃棄物処理法に定められている収集運搬に係る基準を遵
守するために必要となる、技術的な方法を具体的に示したものとなります
- ・ 廃棄物処理法では、収集運搬を業とする者に対する都道府県や豊田市などの政令
市による許可制度、収集運搬を行う際に遵守しなければならない基準、それらの
規制を実効あるものにするための行政命令や罰則などが定められています。
- ・ 愛知県及び豊田市をはじめとする関係自治体の協議会では、環境省のガイドラ
インや「豊田市 P C B 適正処理ガイドライン」を踏まえて、収集運搬の方法や運搬
ルートを定めると伺っておりますので、環境事業団としても、これらを受けた受
入基準を定めるなど安全に収集運搬が行なわれるよう協力して参ります。

10 その他

10-1 東海 4 県から多量の P C B が毎日集められるのではないか。

- ・ 豊田事業は約 10 年間で東海 4 県の P C B 廃棄物を処理する計画で、一時に P C
B 廃棄物を事業所に集中するものではありません。
- ・ P C B 廃棄物を搬入する車両は、1 日当たり 10 台程度です。

10-2 環境事業団と市が締結する協定は、どのような項目になるのか。

- ・ 豊田市の受入条件に基づき、市との間で「(仮)PCB処理における安全性及び環境保全性の確保に関する協定」を締結する予定ですが、具体的な内容については、今後豊田市と協議して参ります。

10-3 安全監視委員の権限はどのようなものか。必要と判断したら施設の稼働を停止させることができるのか。

10-4 安全監視委員会への市民参加の方法はどのように行われるのか。メンバーに市民は入っているのか。

10-5 安全監視委員は公募で選出すべきである。

10-6 安全監視委員会に市民を参加させ、常に市民が監視できる状況にしておくこと。

- ・ 今後豊田市が設置される安全監視委員会については、「住民理解を一層図るため、住民監視とリスクコミュニケーションの推進の場として、市民、学識者、愛知県及び本市などで構成する「(仮)安全監視委員会」を設置する予定」と伺っており、環境事業団としては、この安全監視委員会からの要請に責任をもって対応し、その運営に関しても積極的に協力することとしております。

10-7 安全な処理技術が確立しているのなら、搬送中の事故等のリスクを減らすためには、広域処理でなく各地で処理する方がよい。

- ・ PCB廃棄物の処理は、緊急の課題であり、迅速な処理体制を確立する必要があります。国際的にも早期の処理を求める条約ができています。そのようなことから、国が、地方自治体の協力の下で、環境事業団による広域処理体制の早期整備を図ろうとしているものです。
- ・ また、収集運搬の安全性の確保については、国がガイドラインを作成しているところです。
- ・ 仮に各地に処理施設を作る場合には、ひとつひとつは小規模な施設となるために処理料金が高くなったり、全国的な処理体制を整えるのが遅くなって不明紛失や不法投棄などのリスクが高まるおそれがあります。
- ・ 長期間にわたって保管を余儀なくされてきたPCB廃棄物の問題を解決するためには、広域処理体制の迅速な整備が必要であることについて、ご理解賜りますようお願い致します。

10-8 なぜ東海4県のPCB廃棄物を豊田市で受け入れなくてはならないか納得がいく説明がなされていない。

- ・ 豊田市では、早くから豊田市内のPCB廃棄物を安全に処理するために検討委員会をお作りになり、高度な技術的検討に取り組まれました。
- ・ また、豊田市は、全国でも有数の技術集積地域であり、行政と住民の皆様との間の信頼関係も築かれています。
- ・ さらに、我が国で最も成功している製造業もあり交通のアクセスも優れています。
- ・ そこで、国からお願いして、市の受入条件を遵守することで事業を行わせて頂くことになりました。

10-9 各地で処理すれば、大災害が発生しても被害が小さく抑えられる。リスク分散の発想でなく豊田市に集中することに非常に憤りを感じる。

- ・ もしこのまま処理が進まず、PCBの長期保管が余儀なくされる場合には、大災害が発生した場合の環境影響が大きくなるおそれがあります。
- ・ PCBによる環境汚染のリスクを考えれば早期処理の実現が必要でありそのためにも10-7でお答えしたように、広域処理体制の迅速な整備を進めたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い致します。

(以上)